

学校法人の概要

学校法人とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人です。

「公共性」「自主性」「永続性」および「予算制度」の特殊性があり、これらは私立学校法の規定する学校法人の理念、もしくはその本質的なあり方から導かれています。

学校法人会計基準

学校法人は私立学校法に基づき決算を行い、財務諸表を作成しなければなりません。

また私立学校振興助成法第14条第1項では、国、又は地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校は、文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行い、作成した財務書類を監査法人等による監査証明書を添付し、所轄庁に届け出るよう定められています。

この会計処理を行うための基準が学校法人会計基準であり、学校法人における客観的な会計処理の統一的な財務基準となっています。

「基準」の内容としましては、一般原則として、①真実性の原則、②複式簿記の原則、③明瞭性の原則、④継続性の原則という会計の諸原則等と、資金収支計算書、事業活動収支計算書に関する計算方法、記載方法等と貸借対照表の記載方法等が規定されています。

計算書類

資金収支計算書 当該会計年度における諸活動に対応するすべての収入と支出の内容と、当該年度における支払資金の収入と支出の顛末を明らかにする計算書です。

事業活動収支計算書 当該会計年度における①教育活動②教育活動以外の経常的な活動③前記①②以外の活動に対応する内容を明らかにするとともに、当該会計年度の基本金組入額を控除して事業活動収入と事業活動支出の均衡状況を明らかにする計算書です。

貸借対照表 当該年度末における資産、負債、正味財産（基本金・消費収支差額）の状態、すなわち、学校法人にはその時点で、どのような資産がどれだけあり、どのような負債がいくらあるかなど、法人の保有する財産の状況を表示し、その結果、純資産（正味財産）がいくらになっているか（財政状態）をあらわす表です。

学校会計と企業会計の違い

○一般企業は利益を得る目的で存在していますが、学校法人は教育研究活動を目的とした非営利法人です。法人の存続理由が異なるため、会計の目的も異なります。

○企業会計は、収益と費用の経営成績を明らかにし、出資者への利益配当を確定することが主な目的ですが、学校法人会計は継続的・安定的に教育研究活動を円滑に遂行するために、財務状況を把握し、的確な経営判断を行うことを目的としています。

○事業目的の違いから、準拠する会計基準、計算書類が異なります。

一般企業は「企業会計基準」により、財政状態を表す貸借対照表、経営成績を表す損益計算書、資金の増減を表すキャッシュフロー計算書を作成します。

補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」により、諸活動すべての収入および支出の内容を表す資金収支計算書、活動区分に分けて収入と支出の均衡を把握する事業活動収支計算書、財政状態を表す貸借対照表を作成します。

○資金収支計算書の勘定科目の説明

- ①学生生徒等納付金収入：在学を条件として、学則等に記載されている義務的に納付すべき、授業料・入学金・実験実習料等。
○企業会計は、収益と費用の経営成績を明らかにし、出資者への利益配当を
- ②手数料収入：入学試験等のために徴収する入学検定料、成績証明書等発行のために徴収する証明遂行するために、財務状況を把握し、的確な経営判断を行うことを目的としています。
- ③補助金収入：国や地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される助成金。
一般企業は「企業会計基準」により、財政状態を表す貸借対照表、経営成績を表す
- ④資産売却収入：固定資産(土地、建物、有価証券等)の売却に係る収入。
補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」により、諸活動すべての
- ⑤付随事業・収益事業収入：資格取得講座事業収入、スクールバス代等。
- ⑥受取利息・配当金収入：預貯金の利息、有価証券の利息等金融資産から得られる収入。
- ⑦雑収入：退職金財団等交付金収入、その他学校法人に帰属する収入。
- ⑧前受金収入：翌年度入学生の授業料等、翌年度の諸活動に対応する資金の収入。
- ⑨その他の収入：前期末未収入金収入、預り金受入収入等。
- ⑩資金収入調整勘定：期末未収入金(当該年度活動の未収分)、前期末前受金(当該年度活動の前期入金分)が該当し、当該年度には現金の受け取りがないものを控除するための科目。
- ⑪前年度繰越支払資金：前年度から繰り越された支払資金総額。
- ⑫人件費支出：教職員、役員等に支給する給与、賞与、退職金等。
- ⑬教育研究経費支出：教育研究のために支出する経費。
- ⑭管理経費支出：教育研究経費以外の経費。
- ⑮施設関係支出：土地、建物、構築物、建物仮勘定等に係る支出。
- ⑯設備関係支出：備品、図書、ソフトウェア等の取得に係る支出。
- ⑰資産運用支出：使途が特定された預金等、有価証券購入支出等。
- ⑱その他の支出：前払金支払支出、仮払金支払支出等。
- ⑲資金支出調整勘定：期末未払金(当該年度に計上すべき支出で翌年度以降の支払分)、前期末前払金(翌年度以降に計上すべき支出で当該年度の支払分)が該当し、当該年度には現金の支出がないものを控除するための科目。
- ⑳翌年度繰越支払資金：次年度へ繰り越される資金総額。

○事業活動収支計算書の勘定科目の説明

- ①学生生徒等納付金：在学を条件として、学則等に記載されている義務的に納付すべき、授業料・入学金・実験実習料等。
- ②手数料：入学試験等のために徴収する入学検定料、成績証明書等発行のために徴収する証明書手数料等。
- ③経常費等補助金：国や地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される助成金のうち施設設備以外の助成金。
- ④付随事業収入：資格取得講座事業収入、スクールバス代等。
- ⑤雑収入：退職金財団交付金収入、その他学校法人に帰属する収入。
- ⑥人件費：教職員、役員等に支給する給与、賞与、退職金等。
- ⑦教育研究経費：教育研究のために支出する経費。減価償却額が含まれる。
- ⑧管理経費：教育研究経費以外の経費。減価償却額が含まれる。
- ⑨徴収不能額等：当該年度において回収不能となった金額。
- ⑩受取利息・配当金：預貯金の利息、有価証券の利息等金融資産から得られる収入。
- ⑪その他の教育活動外収入：その他の教育活動外収入。
- ⑫借入金等利息：借入金に係る利息。
- ⑬その他の教育活動外支出：その他の教育活動外支出。
- ⑭資産売却差額：資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額。
- ⑮その他の特別収入：施設設備補助金、現物寄付金等。
- ⑯資産処分差額：資産の帳簿残高が当該資産の売却収入額を超える場合のその超過額。
- ⑰その他の特別支出：臨時的な支出である災害損失や過年度修正額。

○貸借対照表の勘定科目の説明

- ①固定資産：貸借対照表日後1年を超えて使用される資産。
土地、建物などの有形固定資産と用途が特定された預金等の特定資産とソフトウェア、有価証券などのその他の固定資産。
- ②流動資産：貸借対照表日後1年以内に使用される資産。
現金預金と貯蔵品等。
- ③固定負債：その支払期限が貸借対照表日後1年を超えて到来する負債。
退職給与引当金等。
- ④流動負債：その支払期限が貸借対照表日後1年以内に到来する負債。
未払金や前受金等。
- ⑤基本金：学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために、その事業活動収入から組み入れた金額。第1号基本金から第4号基本金まであります。
 - 第1号基本金・・・学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供される価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。
 - 第2号基本金・・・学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額。
 - 第3号基本金・・・基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。
 - 第4号基本金・・・学校法人の運営のため恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額。